第三号様式別表の裏面を次のように改める。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円

・所得割（総合課税分）
市町村民税　％　道府県民税　％

◎所得控除

| | |
|---|---|
| 雑損控除 | （実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額 |
| 医療費控除 | 医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） |
| 社会保険料控除等 | 支払金額 |

| 生命保険料控除 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| | 15,000円以下のとき | 全額 |
| | 15,000円超40,000円以下のとき | 支払金額の1/2＋7,500円 |
| | 40,000円超70,000円以下のとき | 支払金額の1/4＋17,500円 |
| | 70,000円超のとき | 35,000円 |
| | 支払った生命保険料に、一般のものと個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの控除額を上の算式で計算し、合計します。 | |

| 地震保険料控除 | 支払金額 | 控除額 |
|---|---|---|
| 保険料 | 50,000円以下のとき | 支払金額の1/2 |
| | 50,000円超のとき | 25,000円 |
| 旧長期契約 | 5,000円以下のとき | 全額 |
| | 5,000円超15,000円以下のとき | 支払金額の1/2＋2,500円 |
| | 15,000円超のとき | 10,000円 |
| 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円 | | |

| 配偶者控除 | | 一般老人 | ３３万円／３８万円 | 同居特別障害の場合 | 一般老人 | ５６万円／６１万円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 配偶者特別控除 | 所得金額 | | | | | 控除額 |
| | 380,001～449,999円 | | | | | ３３万円 |
| | 450,000～499,999円 | | | | | ３１万円 |
| | 500,000～549,999円 | | | | | ２６万円 |
| | 550,000～599,999円 | | | | | ２１万円 |
| | 600,000～649,999円 | | | | | １６万円 |
| | 650,000～699,999円 | | | | | １１万円 |
| | 700,000～749,999円 | | | | | ６万円 |
| | 750,000～759,999円 | | | | | ３万円 |
| | 760,000円～ | | | | | ０円 |
| 障害者控除（特別障害者の場合） | | | | | | ２６万円／３０万円 |
| 寡婦（寡夫）控除（特別寡婦の場合） | | | | | | ２６万円／３０万円 |
| 勤労学生控除 | | | | | | ２６万円 |
| 扶養控除 | 一般（下段は同居特別障害の場合 以下同） | | | | | ３３万円／５６万円 |
| | 老人 | | | | | ３８万円／６１万円 |
| | 特定 | | | | | ４５万円／６８万円 |
| | 同居老親等 | | | | | ４５万円／６８万円 |
| 基礎控除 | | | | | | ３３万円 |

◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

| 控除の種類 | | 金額 | 控除の種類 | | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障害者控除 | 普通 | １万円 | 扶養控除 | 一般 | ５万円 |
| | 特別 | １０万円 | | 特定 | １８万円 |
| 寡婦控除 | 一般 | １万円 | | 老人 | １０万円 |
| | 特別 | ５万円 | | 同居老親等 | １３万円 |
| 寡夫控除 | | １万円 | 同居特別障害者加算 | | １２万円 |
| 勤労学生控除 | | １万円 | 配偶者特別控除 | 38万円超40万円未満 | ５万円 |
| 配偶者控除 | 一般 | ５万円 | | 40万円以上45万円未満 | ３万円 |
| | 老人 | １０万円 | 基礎控除 | | ５万円 |

◎税額控除（配当控除）

| 種類 | 課税所得金額 | 1,000万円以下の部分 | | 1,000万円超の部分 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村民税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 道府県民税 |
| 利益の配当等 | | 1.6％ | 1.2％ | 0.8％ | 0.6％ |
| 証券投資信託等 | 外貨建等証券投資信託以外 | 0.8％ | 0.6％ | 0.4％ | 0.3％ |
| | 外貨建等証券投資信託 | 0.4％ | 0.3％ | 0.2％ | 0.15％ |

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
※　平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第５条の４の規定に基づいて算出した金額

| 市町村民税 | 3/5 | 道府県民税 | 2/5 |
|---|---|---|---|

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

| 区分 | 市町村民税 | 道府県民税 |
|---|---|---|
| 配当割又は株式譲渡所得割 | 3/5 | 2/5 |

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が５千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし１の寄附金が５千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10％に相当する金額を超えるときは、その10％に相当する金額）

| 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 | 割合 |
|---|---|
| 0円以上195万円以下 | 85％ |
| 195万円を超え330万円以下 | 80％ |
| 330万円を超え695万円以下 | 70％ |
| 695万円を超え900万円以下 | 67％ |
| 900万円を超え1,800万円以下 | 57％ |
| 1,800万円超 | 50％ |
| 0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） | 90％ |
| 6円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） | 地方税法に定める割合 |